平成２５年（フ）第４６号
新潟県南魚沼市塩沢1081番地１
債務者　古藤　直樹
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
新潟県長岡市摂田屋町2707番地４　カーサリオ203号室
債務者　小西　崇司
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
新潟県魚沼市四日町504番地１　県営羽根川住宅216号
債務者　田中　嘉尚
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
北海道千歳市白樺５丁目14番地の７
債務者　藤根　裕介
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８６号
札幌市西区発寒12条２丁目８番57号
債務者　清水　律子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１１号
札幌市白石区川北３条３丁目１番17号
債務者　千葉　達也
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１４号
北海道千歳市住吉３丁目13番８号
債務者　角谷　　隆
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７８号
札幌市中央区南７条西13丁目３番26号　ハイツソフィアＡ301号
債務者　長渕　陽子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８１号
北海道千歳市住吉１丁目13番８号　スカイコーポ幸103号
債務者　堤　　光枝
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０４号
札幌市東区伏古３条５丁目２番15―404号
債務者　大勝　正男
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１２号
札幌市北区篠路10条４丁目７番24号　白石マンション202号
債務者　近藤　真弓
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２０号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目３番45号
札幌田中病院
債務者　三浦　　保
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３３号
北海道江別市野幌若葉町40番地の９　ハートマンション１Ｆ
債務者　高山　一樹
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５７号
札幌市手稲区稲穂１条２丁目２番23号
債務者　柴山　敏明
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７７号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目８番９号　パレドール新札幌Ｂ―７
債務者　川内谷　浩
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６号
群馬県高崎市中尾町664番地８
債務者　南雲　　修
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７７号
群馬県高崎市貝沢町2175番地３
債務者　島田　千晴
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部